

【7用語】

【乍恐…おそれながら】訴願書など役所に差し出す文書の慣用句。

大変恐縮ではありますが、恐れ入りますが

【書付…かきつけ】幕府や藩が発した命令・申渡などを記した公

文書、書き記した文書

【役義…やくぎ】百姓に課せられた年貢や諸役、役職・役目

【年番…ねんばん】一年交替で役職などを務めること

【村下…むらした】触書などの回覧順を記した村名の下、村内

【惣百姓…そうひやくしよう】検地帳などに記された本百姓、すべての百姓

【違乱…いらん】法や約束に背くこと、苦情や不服を言うこと、非難すること

【難有仕合…ありがたきしあわせ】感謝にたえないこと、願つてもない幸運又は感謝すべき処置

【7解説】

吾妻郡原町は江戸時代初期、沼田藩真田氏の所領であったが、天和元年（一六八一）の真田氏改易後は幕府領となつた。その後もたびたび領主の交代があり、寛延元年（一七四八）から明和四年（一七六七）までの二十年間は上里見藩松平氏二万石の領地となり、さらにその後は幕府領や旗本領に編入されるなど、めまぐるしく領主が変遷した。

本文書は吾妻郡原町の村方三役（名主・組頭・百姓代）が支配領主の上里見藩松平忠恒の家臣に宛てた願書である。内容は宝暦十年（一七六〇）の原町名主として三郎左衛門から新たに太右衛門が年番で引き継ぐことになつたので、本年中の諸役御用については太右衛門へ申し付けてほしいというものである。

なお、名主役の選任方法は地域によつて異なり、一人の富裕な有力者の家が代々世襲で行う場合と、数名の有力者が一年毎に交代で行う場合、さらに入札（いれふだ）によつて選出される場合などがあり、原町では年番制で務めていたことがわかる。